

意見書

平成22年3月24日

総務省大臣官房政策評価広報課
政策評価担当 御中

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
日本マルチペイメントネットワーク運営機構

「平成22年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成22年度目標設定表）（案）」に対する意見募集に関し、以下のとおり意見を提出します。

別紙に記載。

以上

対象ドキュメント	頁	行政分野、主要な政策	記述内容	意見
ロジックモデル	9	〔電子政府・電子自治体〕 政策9 電子政府・電子自治体の推進	自治体のオンライン利用促進 観点：地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率	<p>左記表現では、自治体のオンライン化の評価を申請・届出に限定しているように見える。住民にとって申請・届出だけでなく納付の部分がオンライン化されていないと、オンライン化のメリットを十分に享受できないため、オンライン化の評価対象として納付についても明記していただきたい。</p> <p>理由としては、電子自治体を実現するためには、申請・登録のオンライン化とともに納付部分のオンライン化が必須と考えるからである。各種申請や届出等をオンライン化したとしても、それに伴う手数料等の納付のために地方公共団体窓口や金融機関窓口へ出向くこととなった場合、住民はオンライン化のメリットを十分に享受できない。電子自治体を推進するにあたって、申請・届出と一体として納付部分の対応を行うことは、地域住民・企業から見た意義が大きいと考える。</p> <p>具体的には次のような記述をお願いしたい。 「自治体のオンライン利用促進 観点：地方公共団体に対する申請・届出・<u>納付</u>等手続きにおけるオンライン利用率」</p>

対象ドキュメント	頁	行政分野、主要な政策	記述内容	意見
目標設定表	17	(政策9 2/2 ページ) 下位レベルの施策 地方 公共団体の情報化の推進	評価を行うにあたっての 主な観点	<p>評価の観点として、納付手続きに関する項目を追加していただきたい。</p> <p>理由としては、電子自治体を実現するためには、申請・登録のオンライン化とともに納付部分のオンライン化が必須と考えるからである。納付部分のオンライン化を推進し評価するにあたっての観点として納付手続きに関する評価項目を追加することによって、地方公共団体等が電子自治体を推進していくにあたっての具体的なイメージとして、申請・届出だけでなく納付部分の重要性・必要性を地方公共団体等に明確に意識していただけると考える。</p> <p>具体的には次のような評価の観点の追加をお願いしたい。 「地方公共団体に対する納付手続きにおけるオンラインシステムの整備率（またはオンライン利用率）」</p>